

## 令和5年度事業計画書

1. 兵庫県下の障害児教育諸学校の設備及び備品の整備拡充に対する助成  
( 1校上限10万円 × 57校)  
¥5,360,000  
(定款第4条第1号関係)
  2. 兵庫県下の心身障害児に対する奨学資金の給付  
( 高等部 5万円 × 2名)  
¥100,000  
(定款第4条第2号関係)
  3. 兵庫県下の心身障害児教育担当者への研究助成  
( 5万円 × 1名)  
¥50,000  
(定款第4条第3号関係)
  4. スポーツ、文化活動等の顕彰生に対する助成  
(1回 1万円 × 2名)  
¥20,000  
(定款第4条第4号関係)
  5. その他目的を達成するために必要な事業  
¥30,000  
(定款第4条第5号関係)
- 合計： ¥5,560,000

尚、各項目の給付対象は、選定委員会に於いて選考の上、理事長が決定する。

給付対象校は57校を予定しており、給付上限金額は5,700,000円である。  
尚、上記助成額については、過去の実績をもとに試算したものである。